

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する

第三者委員会運営要綱（案）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成 27 年大阪市規則第 177 号。以下「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査の範囲）

第 2 条 委員会は、市長又は教育委員会からの諮問に応じ、次の事項の調査審議を行う。

- (1) 調査事案（委員会の調査審議の対象となる事案をいう。以下同じ。）に係る事実関係の調査
- (2) 調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否
- (3) 前 2 号の調査審議の結果に基づく必要な措置

（会議の招集）

第 3 条 委員会の会議を招集しようとするときは、委員長は、開催日の 1 週間前までに、開催日時、場所及び議題を他の委員に通知するものとする。ただし、会議を緊急に招集する必要があるときは、この限りでない。

（会議の公開）

第 4 条 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 調査審議事案の当事者の個人に関する情報を会議において取り扱う場合

(2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 委員会は、1の会議のうち前項各号に該当しない部分を公開とする等の方法により、可能な限り会議が公開されるよう努めるものとする。

3 委員会は、会議において、原則として、次回の会議の公開又は非公開の別を決定しなければならない。

(議事の進行)

第5条 会議の司会進行は、委員長が行うものとする。

2 職員が委員会で発言するときは、委員長の許可又は指示によらなければならない。

(調査の実施)

第6条 委員会が行う事実関係の調査は、あらかじめ、委員会の会議において、その調査目的及び手法を明らかにして行うものとする。当該調査を専門委員に委嘱した場合も同様とする。

(議事録等の作成)

第7条 委員会の議事録は、委員会開催後、速やかに事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に送付しなければならない。

2 委員会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、前項の議事録のほかに、事務局に資料を作成させることができる。

(意見の具申)

第8条 委員会は、調査審議を終えた場合は、その結果を第三者委員会報告書として取りまとめ、市長及び教育委員会に提出するものとする。

(委員の報告義務)

第9条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた

場合は、その旨を市長及び教育委員会並びに委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の要否について、市長及び教育委員会に意見を述べるものとする。

(委員の守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(施行の細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して、その都度定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。